

被選挙権年齢引下げに関する人々の意識

—サーベイ実験による法定立候補年齢の研究—

齋 藤 宙 治

概 要

本稿では、被選挙権年齢（法定立候補年齢）をめぐる日本の有権者の意識調査の結果を報告する。新聞社等による過去の世論調査では、人々は年齢引下げに消極的だという結果が報告されてきたが、本当にそうなのだろうか。本研究では、衆議院、参議院、市区町村議会という3つの議会について、被選挙権年齢の引下げの賛否を質問した。また、サーベイ実験の方法を用いて、追加の関連情報（引下げを推奨する理由になりうる3種類の関連知識）の教示により、人々の意見にどのような違いが生じるかを分析した。主な知見として、①いずれの議会についても、年齢引下げに賛成方向の回答者が過半数を超えた。②特に参議院については、年齢引下げへの賛成割合が高く、賛成方向の回答者が8割弱を占めた。③特に若者回答者（18歳から29歳まで）は、いずれの議会についても、年齢引下げに賛成する傾向が強かった。④関連情報の教示によって、被選挙権年齢への賛成傾向が強まることが確認され、特定の層の人々への特徴的な効果もいくつか見受けられた。

キーワード

被選挙権年齢、若者の政治参加、法意識、質問票調査、サーベイ実験

I. はじめに

1. 若者の政治参加と国際的な動向

若者の政治参加は、社会学においても（Fisher 2012 など）政治学においても（Weiss 2020 など）、しばしば取り上げられてきた研究テーマである。また近年は、youth studies の分野において、活発に研究されているテーマの1つでもある（例えば、Finn et al. 2023; Laughland-Booÿ & Ghazarian 2020; Kitanova 2020 など）。その背景には、多くの国において、若者の政治

参加が不足しているという実態がある (Stockemer & Anlar 2024; Stockemer & Sundström 2023). IPU (Inter-Parliamentary Union, 列国議会同盟) が集計するデータによれば, 世界中の国会議員の中で, 30 歳未満の議員はわずか 2.8% に過ぎない (IPU 2023).

若者の政治参加を阻む構造的 (法的) な障壁の 1 つは, 被選挙権年齢 (法定立候補年齢) である (Seery 2011; Stockemer & Sundström 2023). 被選挙権年齢に達していない人は, 選挙に立候補することができず, 議員になることができない. 逆にいえば, 被選挙権年齢を引き下げれば, 若者の政治参加を促進しうる. まず, 被選挙権年齢を引き下げれば, その直接的な効果として, より若い人も選挙で立候補することが可能になる. そして, 単に立候補の機会が開かれるだけでなく, 若者が実際に当選して, 代表者として政治に参加する機会も増えうる. この点, 被選挙権年齢が低い国のほうが, たしかに若い議員が多い傾向があることがわかっている (Krook and Nugent 2018)¹.

さらに, 被選挙権年齢の引下げは, 様々な間接的な効果も生じさせる. 例えば, 比較的若い政治家が増加すれば, 若者の投票率も上昇し, 若者の政治的影響力の向上につながる可能性がある (Henn & Foard 2012; Pomante & Schraufnagel 2015). また, 比較的若い政治家の割合が高いほど, 教育や子育て支援など若い世代向けの政策への予算配分が多くなることを示した研究などもある (Baskaran et al. 2022; McClean 2021).

このように, 被選挙権年齢を何歳に設定するかは, 若者の政治参加の観点から重要な意義を持つ. しかし, その年齢設定は, 国によってまちまちである (IPU n.d.; 那須 2020; Youth Thinktank 2023). 二院制の下院または一院制議会については, 18 歳に設定している国が最も多く (世界の約 3 分の 1), 次いで 21 歳, 25 歳となっている. これに対して, 二院制の場合の上院については, 18 歳から 40 歳までと幅広いが, 30 歳が最も多く (世界の約 4 分の 1), 次いで 18 歳, 35 歳である. ちなみに, 経済的先進国である OECD 加盟国 38 カ国のみに着目すると, 被選挙権年齢はさらに低く設定される傾向にある. 現在, 一院制議会または下院については, 18 歳が過半数 (61%) を占め, 次いで 21 歳 (26%), 25 歳 (13%) である. 上院 (二院制を採る加盟国 20 カ国のうち) についても, 最も多い年齢は 18 歳 (40%) であり, 次いで 30 歳 (25%) である.

被選挙権年齢に焦点を当てた学術研究は, 海外でもいまだに限定的である. 他方で, 被選挙権年齢の引下げをめぐる社会運動・政治的議論・制度改革といった実務的な動きは, 近年, 国際的に活発になっている. 例えば, 2016 年に国連事務総長特使 (青少年担当) が立ち上げたキャンペーン「#NotTooYoungToRun」では, 選挙権年齢と被選挙権年齢の間のギャップの不合理性などについて問題提起した (United Nations n.d.). また, 実際に

1 Krook and Nugent (2018) は IPU のデータを用いて定量的分析を行い, 被選挙権年齢と若い議員の割合について相関関係を示した. 厳密に因果関係を示す分析ではないが, 重要な知見だと思われる.

被選挙権年齢を引き下げる改革を実施した国も散見される。先駆者となったのは英国で、2006年に下院の年齢を21歳から18歳に引き下げた²。改革実施の前に、同国の選挙委員会は被選挙権年齢のあり方について詳細な調査・検討をしたうえで、年齢引下げを推奨する結論を出した。その報告では、年齢引下げを推奨する主な理由として、次の3点が挙げられた。第一に、他国ではすでに被選挙権年齢と選挙権年齢を統一している事例が存在すること、第二に、21歳未満の若者の中にも議員への立候補に興味を持ち、職務を遂行できる能力のある者がいること、第3に、厳格な年齢制限を課さなくとも、選挙というプロセスを通じて有権者が候補者の適性を判断すればよいこと、という3点である (Electoral Commission 2004)。

英国以外の例も挙げておくと、トルコ（一院制）は2007年に30歳から25歳に、2017年に25歳から18歳に、順次引き下げた³。フランスは、2011年に下院を23歳から18歳に、上院を30歳から24歳に引き下げた（服部 2012）。ベルギーは、2014年に上院・下院ともに21歳から18歳に引き下げた⁴。ナイジェリアは、2018年に下院を30歳から25歳に、上院を35歳から30歳に引き下げた（Goitom 2018）。韓国（一院制）は、2021年に25歳から18歳に引き下げた（Jung 2022）⁵。リトアニア（一院制）は、2022年に25歳から21歳に引き下げた（Skėrytė & Jačauskas 2022）。現時点で年齢引下げの実施にまでは至っていない国々でも、引下げに向けた提案や議論が展開されている（例えば、米国について、Seery 2011）。

2. 日本における被選挙権年齢

さて、日本の被選挙権年齢は、諸外国と比べて高めに設定されている。衆議院、都道府県議会、市町村議会、市町村長については25歳であり、参議院と都道府県知事についてはさらに高い30歳である（公職選挙法10条1項）。年齢を含む立候補資格は憲法上に明記される国も多いが、日本では、日本国憲法（44条前段）は両議院の議員資格の定めを法律（公職選挙法）に委ねている。したがって、国会の過半数の賛成で法改正を可決しさえすれば、被選挙権年齢を変更することが可能である。

2 Electoral Administration Act 2006, Section 17 (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/22/section/17>) .

3 Constitution of the Republic of Turkey, Article 76 (https://www.anayasa.gov.tr/media/7258/anayasa_eng.pdf) .

4 The Belgian Constitution 1831 (rev. 2014) , Articles 64 and 69 (https://www.constituteproject.org/constitution/Belgium_2014) .

5 韓国における年齢引下げの法改正過程については、「立候補年齢引き下げ訴訟」（後記I-2, 注9参照）の原告ら第6準備書面に詳しい（Call 4 2024 参照）。議員による提案理由の和訳などが掲載されている。

しかし、日本の被選挙権年齢は、長年変更されることはなかった（那須 2020 など参照）。1890 年に衆議院が設置された当初は、被選挙権は 30 歳以上の高額納税者の男性に限定されていた。1945 年に女性に参政権を認めるとともに、被選挙権年齢も 25 歳に引き下げられたが、その後は現在に至るまで 25 歳が維持されている。参議院は、1947 年に旧貴族院に代わるものとして創設されたが、創設当初から被選挙権年齢は 30 歳と定められ、現在に至る。また、地方選挙（市町村議会や都道府県知事など）の被選挙権年齢も、1950 年に定められたものである。

日本は、少子高齢社会である。2023 年 10 月時点で 65 歳以上の人口は 29.1%に達し、世界で最も高い割合である。他方で、25 歳未満の人口は 20.8%にとどまっている（総務省統計局 2024）。これは言い換えると、社会内における若者のマイノリティー化が進んでいるということでもある（齋藤 2022: 3-5）。そして、政治の場においては、少子高齢の人口ピラミッドよりもさらに若者の影響力（代表性）が小さくなる傾向にある。若手の国会議員の数は少なく（McClean 2021）、40 歳未満の議員ですら衆議院で 6%前後、参議院で 4%前後にとどまる（IPU 2023）。社会内における若者の権利・利益の確保の観点からは、若者の政治参加の促進は急務だと思われる。

近年まで、日本では、被選挙権年齢の引下げに関する議論（少なくとも本格的な議論）はあまり進展してこなかった。しかし、近時、この問題への社会的関心が高まりつつある。本稿では、紙幅の都合上、この問題をめぐる社会運動や政治家の発言等の経緯を詳細に記すことはしないが⁶、近年の状況をごく簡単にだけ述べておく。2015 年（2016 年施行）の公職選挙法改正によって選挙権年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられたが、この選挙権年齢の引下げに伴って、被選挙権年齢についても注目されることとなった。例えば、2015 年の衆議院の特別委員会⁷では、選挙権年齢と並行して、被選挙権年齢引下げに関する議論も行われた。被選挙権年齢の引下げを主張する改革派の意見は、18 歳に設定する諸外国の事例を挙げて、若者の政治参加の重要性を強調した。一方、保守派の反対意見は、人生経験や年齢を通じて培われる思慮分別力の必要性に重点を置いた⁸。2016 年の参議院選挙では、各政党のマニフェスト・公約に被選挙権年齢に関する言及が盛り込まれ（Youth Thinktank 2023 など参照）、18 歳または 20 歳への引下げを明確に主張した政党もあった。

6 なお、被選挙権年齢の改革を促進・阻害する具体的な要因は、国によって異なるのではないかと推測される。被選挙権年齢の改革に焦点を当てた実証的な学術研究は、管見の限り、海外でも見当たらない。しかし、選挙権年齢の改革についてはいくつかの先行研究があり、大別して、トップダウン型とボトムアップ型の 2 つの改革実現アプローチに分類できるとされる（Eichhorn and Bergh 2021 など）。

7 第 189 回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会。

8 第 189 回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第 3 号（平成 27 年 5 月 28 日付）。

もっとも、一党優位与党である自由民主党のマニフェストでは、年齢の引下げを「検討する」と述べるにとどまった。

それ以降、政治的議論にはさほど具体的な進展は見られないが、社会的関心は強まってきている。特に、若者活動家とそれを支援する弁護士グループらが、2023年6月に「立候補年齢引き下げ訴訟」を東京地方裁判所に起こしたことは注目に値する⁹。彼らは、公共キャンペーンやロビー活動なども展開している（Call4 2024）。また、最近では、被選挙権年齢の引下げを問うようなメディアによる報道・記事も増えつつある¹⁰。

3. 研究の目的

こうした社会的背景を踏まえて、本稿では、被選挙権年齢の引下げに関する有権者（日本国内在住の日本人）の意識を実証的に解明することを目的とする。学術的には、前記1.で述べたとおり、若者の政治参加という大きなテーマに属する研究であり、その中でも先行研究が限られている被選挙権年齢というトピックを扱うやや珍しい研究として位置付けられよう。そして、以下に述べるとおり、人々の意識を解明することには、立法事実の把握の観点から重要な社会的意義がある。

一般論として、法制度をめぐる人々の意識の実態を解明することには、エビデンス・ベース・ローの観点から、立法事実の1つである当該法の「国民的基盤」を把握するものとして重要な意義がある（太田 2000: 125-134; 太田 2015: 65; 齋藤 2021）。すなわち、民主主義国家である以上、法の創造・修正は民意に支持されていることが望ましい。また、法制度の安定性の観点からも、民意に沿った法のほうが社会に受け入れられやすいため、基本的には望ましい。もちろん法の創造・修正の際には、常に単純に多数派の希望を反映させればよいというものではなく、法がどうあるべきかという価値判断の規範的議論も十分に尽くされる必要があるが、いずれにしても議論の前提として、民意を把握することは重要である。したがって、被選挙権年齢の引下げに関する人々の意識は、同制度を支える重要な

9 東京地方裁判所令和5年（ワ）第17364号、令和5年（行ウ）第299号、若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件。

10 本研究実施前の時点の報道の一部を挙げると、例えば、日本経済新聞2024年1月1日付「特集—飛躍2024、政治は遠い世界、を変える、能條桃子さん」、朝日新聞2023年10月22日付「（フォーラム）被選挙権年齢の引き下げ」、毎日新聞2023年8月14日付「特集ワイド：衆院25歳、参院30歳 被選挙権年齢、なぜ？ 原点は『お雇い外国人』」、日本経済新聞2023年5月27日付「若年層の政治関与を高める方策（大機小機）」、読売新聞2023年4月29日付（山梨）「19歳 なぜ出馬できない？ 被選挙権求め仲間と活動」、朝日新聞2023年4月4日付「20代でも、知事選に出たい 被選挙権、なぜ「30歳以上」？ 統一地方選／神奈川県」、読売新聞2022年7月7日付「[参院選Q&A] 被選挙権 持つ人は？ 30歳以上の日本国民」、毎日新聞2022年1月1日付「韓国 被選挙権を引き下げ 25歳→18歳 高3議員も可能に」など。

立法事実の1つである。

そうしたところ、日本における過去の世論調査等では、被選挙権年齢の引下げには消極的な結果が示されてきた。例えば、2016年の毎日新聞と埼玉大学調査研究センターによる共同調査では、年齢は「今のままでよい」という回答が64%を占める一方で、引き下げるべきだが選挙権年齢（18歳）と同じ年齢まで引き下げる必要はないという回答が19%、わからないという回答が10%で、18歳への引下げを支持したのは4%にとどまった¹¹。2022年の同調査においても、「引き下げる必要はない」との回答が55%を占める一方で、引下げに賛成したのは26%にとどまり、18%がわからないと回答した¹²。また、筆者が2017年に実施した各種法定年齢をめぐる法意識調査では、人々が望ましいと考える衆議院と市町村議会の被選挙権年齢を数字で記入してもらったところ、平均はどちらも25歳前後（標準偏差は約5歳）であり、現行の年齢と同じであった（齋藤 2022: 41; 齋藤 2018）。

若者のみを対象にした過去の世論調査等でも、被選挙権年齢の引下げを支持する結果は示されてこなかった。例えば、全国の18～19歳を対象とした2016年の読売新聞の調査では、年齢引下げに「賛成」が31%で、「反対」が66%であった¹³。同年の朝日新聞による同様の調査でも、年齢を「引き下げるべきだ」という回答は23%にとどまり、「そうは思わない」が73%を占めた¹⁴。2023年に滋賀県の高校生2年生を対象に実施された調査でも、44%が「今のままでよいと思う」と回答し、27%がわからないと答え、引き下げるべきだという回答は25%にとどまった（滋賀県選管委 2023）。埼玉大学社会調査研究センターによるさいたま市の高校生を対象とした2021年の調査でも、48%が「今のままでよい」と回答し、30%が引き下げるべきだが選挙権年齢（18歳）と同じ年齢まで引き下げる必要はないとし、14%はわからないと答え、選挙権年齢と同じ18歳にすべきと回答したのは8%にとどまった（松本 2022）。

これらの世論調査の結果は、年齢引下げをめぐる政治的議論にもネガティブな影響を及ぼしてきたのではないかと推測される（その影響の実態は明らかではないが）。しかし、上記の世論調査の結果の解釈については、以下の点に留意すべきである。世論調査は、人々の意見を簡易に把握できる点で大変有意義なものではあるが、限られた紙幅の中で多くの項目を簡易にたずねるという性質上、しばしば質問文が不明確・抽象的・表面的になってしまうという限界がある。

具体的には、まず、上記2016年の読売新聞の調査は、現行の被選挙権年齢の教示なし

11 毎日新聞 2016年12月22日付「日本の世論 2016」。

12 毎日新聞 2022年12月27日付「日本の世論 2022」。

13 読売新聞 2016年8月13日付「1票の意義 実感 参院選 18、19歳世論調査」。

14 朝日新聞 2016年4月8日付「18・19歳、社会へ多彩なまなざし」。

に引下げの賛否を質問している。そのため、回答者によっては、現行年齢すら把握しないまま回答されてしまっている。その他の調査はいずれも、現行年齢を教示したうえで質問している点は好ましい。しかし、いずれの調査（上記2017年の筆者による調査は除く）も、25歳・30歳という2つの異なる現行年齢を教示したあとで、質問対象とする議会を特定しないまま、単に被選挙権年齢を引き下げるべきかと質問している。そのため、回答者が2つの異なる現行年齢を認識したうえで、どちらの議会の被選挙権について回答するのかが不明確なまま、漠然と回答されてしまっている。議会の種類によって賛否の意見は異なるかもしれない、実質的なダブルバーレル質問になってしまっている。

さらに、上記のとおり、「今のままでよい」という選択肢を用いて質問した調査が多かったが、このワーディングは、引下げを支持しない方向の回答割合を増加させた可能性がある。現状「が」よいか否かではなく、現状「で」よいかという表現でたずねることで、回答者に対して、現状維持かあえて変更かという判断フレームが強調されており、現状維持を選ぶ者が多くなりうる（現状維持バイアス¹⁵）。

また、いずれの調査でも回答の選択肢が限定的で、賛否の強弱までは測定されていない。例えば、上記2016年の読売新聞の調査では、「賛成」「反対」「答えない」の3択であった。上記2017年の筆者による調査でも、賛否の程度までは測定しなかった¹⁶。

したがって、やはり規範的議論に資する立法事実としては、過去の世論調査よりも、もう少し正確・詳細に掘り下げて人々の意識を解明する必要があるだろう。実際、英国でも、表面的な調査結果では、被選挙権年齢の引下げに反対の意見が優勢だとされていた。しかし、選挙委員会がより詳細な分析を行ったところ、この問題に関する人々の意見はそれほど強いものではなく、理にかなった議論があれば十分に变化しうるものであることが判明した（Electoral Commission 2004）。そして、英国では、このような人々の意識の丁寧な把握が、制度改革を推進することに貢献した（選挙委員会による引下げ推奨の結論につながった）という経緯がある。

4. 研究の概要

そこで、本研究では、被選挙権年齢に焦点を当てて、人々の意識をなるべく詳細に解明することを試みた。3.で前述した過去の世論調査の弱点を補うべく、より精緻な質問文を用いて（詳細については、II.-2.で後述する）、被選挙権年齢の引下げについて賛否の意見を

15 Samuelson & Zeckhauser (1988) など参照。

16 様々な法定年齢に対する人々の法意識を分野横断的に分析することを目的としていたので、人々が望ましいと考える年齢を数字で答えてもらう形式を採用したためである。

たずねた。

さらに、本研究では、単純な引下げ賛否の結果集計にとどまらず、関連情報を与えた回答者（処置群）と与えなかった回答者（対照群）とで、結果を比較するサーベイ実験を設計した。引下げを推奨する方向に働きうる関連知識の教示によって、被選挙権年齢に対する人々の意識にどのような違いが生じるかを分析する目的である。3. で前述した英国の例のように、理にかなった議論があれば、人々の意識は変化する場合がありうる。一般的に、日本でも、法に対する人々の意識はしばしば不安定なものであり、質問方法の違いなどによっても変化しうるということが知られている¹⁷。例えば、少年法適用年齢の引下げについて抽象的にたずねると賛成の世論が強い一方で、具体的な事例でたずねると少年法に基づく措置を許容する回答が得られることを示した法社会学の研究がある（佐伯 2022）。また、憲法に対する人々の意識の不安定さや質問文のワーディングによる影響などを分析した政治学の研究（境家 2017: 249-288; 三輪・境家 2020）などもある。もちろん、人々の具体的な反応・変化は、トピックや時期によっても異なるはずである。現在の日本における被選挙権年齢については、どのような結果が得られるのだろうか。

また、本研究では、若者回答者（18 歳から 29 歳まで）のみを抽出した分析も行う。一般的に有権者には、自身の利益をよりよく代弁してくれる可能性が高いだろうというヒューリスティックから、自身と類似した社会的・人口統計的属性を持つ候補者を好む傾向があるとされる（McDermott 1997; Terkildsen 1993）。このような選好傾向は、年齢という属性についても当てはまるとされる。つまり、有権者には、自身に近い年齢の候補者を支持する傾向があることが示されてきた（McClean and Ono 2024; Roberts and Wolak 2022; Sevi 2021; Webster and Pierce 2019）。しかし、管見の限り、被選挙権年齢を下回るような非常に若い候補者に対する若者有権者の選好に焦点を当てた実証研究は、これまでのところ見当たらない。候補者の年齢に関する人々の選好傾向は、非常に若い候補者については被選挙権年齢の引下げの賛否にもあてはまるのだろうか。

17 なお、子ども・若者の法的地位をめぐる人々の法意識の背後にある社会的態度は、「法規範の対象事項に関する態度」「子ども・若者に関する態度」「その他の一般的な社会的態度」の3つに整理することができる（齋藤 2018; 齋藤 2022: 49-65 参照）。

Ⅱ. 方法

1. 調査参加者

調査会社（楽天インサイト株式会社）に回収を委託して、2024年3月15日から3月30日にかけて、オンライン調査登録モニターを対象に質問票調査（サーベイ実験）を実施した。有権者向けの意識調査であるため、日本国籍を有する国内在住者のみを対象とした。以下の①と②という2種類の対象者に分けて回収目標件数を設定し、計3,515人から回答を得た。

①全年代サンプル

有権者全体について一定の代表性があるサンプル。全国に居住する18歳から79歳までの日本人登録モニター2,511人から回答を得た。国内の日本人全体の人口構成比と一致するように、性別及び年代別（18～19歳、20代、30代、40代、50代、60代、70代）に層化抽出した。

②若者拡張分

若者のデータを掘り下げて分析する目的で、20代以下の有権者のみさらに人数を拡張して回収した。全国に居住する18歳から29歳までの日本人登録モニター1,004人から回答を得た。当該年代の人口構成比と一致するように、性別及び年齢別（18～19歳、20代前半、20代後半）に層化抽出した。

そのうえで、本稿では、「有権者全体」（全年代）の意識の分析においては、①全年代サンプル2,511人の回答データを用いる。「若者」（20代以下）の意識の分析においては、①全年代サンプルに含まれる18歳から29歳までの回答者（380人）に、②若者拡張分（1,004人）を加えた計1,384人の回答データを用いる。

年齢・性別以外の回答者のデモグラフィック属性や政治的関心の度合いなどの基本情報は、本稿末尾の付録1のとおりである。「有権者全体」（全年代）と「若者」（20代以下）のいずれのサンプルについても、特段の偏りは見られなかった。

2. 質問票の概要

本研究では、オンライン質問票調査の形式で、被選挙権年齢の引下げについて賛否の意見をたずねた¹⁸。その際、質問文の一部が異なる4つの実験条件（群）を用意した。回答者全体を4分の1ずつ各群に無作為に割り付けて、回答してもらった。実際に用いた質問文（シナリオ）は、付録2のとおりである。

まず、4つの群に共通する文章として、質問の意味を明確化すべく、被選挙権年齢に関する前提知識と問題意識を客観的に説明した。選挙権年齢が2016年に20歳から18歳に引き下げられたこと、他方で被選挙権年齢は25歳あるいは30歳とされていること、この点について、若者の意見を政治や政策にもっと反映させるために被選挙権年齢を引き下げるべきではないかという議論があることを記載した。

そのうえで、A群（対照群）では、追加の関連情報を付与することなく、引下げの賛否を質問した。これに対して、B～D群（処置群）では、引下げを推奨する理由になりうる追加の関連知識を質問文に付加した。B群（諸外国条件）では、他国における被選挙権年齢について教示する説明を付した。18歳に設定している国が多数派であることなどを記載した。C群（民主主義条件）では、被選挙権年齢を制約することの必要性に疑問を投げかけるような考え方を教示する説明を付した。民主主義の観点からは、若者にも立候補を認めたうえで、すべての候補者の中から一番適任な人を選挙で選べばよいという考え方もある旨を記載した。D群（政策相違条件）では、若い政治家を起用することによる政策相違効果を教示する説明を付した。若い政治家のほうが、教育や子育てなど若い世代向けの政策を推進する傾向があることを記載した。

なお、上記B～Dの関連情報は、引下げを支持する方向の有意義な知見であるにもかかわらず、人々にはさほど知られていなさそうなものを取り上げた。前記I.-1.で挙げた関連研究の知見等を参照して、設計した。すなわち、B諸外国条件とC民主主義条件は、英国の選挙委員会が年齢引下げを推奨した3つの理由のうちの2つである（Electoral Commission 2004）。日本の議論においても諸外国の年齢設定はしばしば参照されており（那須 2015; 那須 2020; Youth Thinktank 2023 など）、その意味でも、B諸外国条件の効果を解明することには意義があろう。D政策相違条件については、若者の政治参加の効果に関する関連研究（Baskaran et al. 2022; McClean 2021）の知見を参照した。

そのうえで、I.-3.で指摘した過去の世論調査の質問文の課題を踏まえて、本研究では、質問対象の議会を明確にして、被選挙権年齢の引下げの賛否をたずねた。具体的に

18 回答画面と無作為割付けは、Qualtrics（学術的なオンライン調査・サーベイ実験で広く使われているというプラットフォーム）上で筆者が作成した。

は、衆議院（現行 25 歳）・市区町村議会¹⁹（現行 25 歳）・参議院（現行 30 歳）という 3 つの議会について、逐一質問した。3 つの議会の質問の順番は、無作為に表示した。また、賛否の程度も把握するべく、年齢引下げの賛否を、6 段階（1「強く反対」から 6「強く賛成」まで）で質問した。あいまいな人々の意見をより綿密に把握すべく、「どちらともいえない」の選択肢は用いずに、中庸な回答者にも「やや賛成」か「やや反対」のいずれかの選択を求めた。

上記 3 つの議会を含めた理由を、念のため補足説明しておく。現行年齢が異なる衆議院と参議院とでは人々の意識が異なる可能性があるのでは、双方を含めた。直感的には、年齢が高い参議院のほうが引下げの賛成割合が高くなるのではないかと推測されるが、もし二院制の役割が重視されるのであれば、そのような結果にならない可能性もあろう。また、国レベルか地方レベルかでも、賛否が異なる可能性があると考えて、市区町村議会を含めた。例えば、より規模が大きい国政のほうが難易度が高いと感じたり、身近な市区町村政のほうがより若い議員の登用を可能にすべきだと感じたりする人もいるかもしれない。

なお、質問票では、メインの年齢引下げの賛否の質問に先立って、回答者自身のデモグラフィック属性や政治的関心の度合いなどの基本情報をたずねた（付録 1 参照）。また、同じ質問票調査の中でもう 1 つ別の実験も併せて実施した²⁰。そちらの実験では、様々な架空の議員のプロフィールを提示して選択してもらうというコンジョイント実験の手法を用いて、国民が望ましいと考える議員の年齢を明らかにした。そちらの結果は、後記 IV.4.でも簡単に紹介するが、詳細については、Saito（2025）または日本語の調査報告書速報版（齋藤 2024）を参照されたい。

Ⅲ. 結果

1. 被選挙権年齢引下げの賛否：対照群の結果

はじめに、対照群（A 群）の結果から紹介する。前述のとおり、対照群では、追加の関

19 市区町村議会の質問では、当該回答者の居住地に応じて、市・区・町・村のうち該当する議会名を表示させて質問した（例：市に住んでいる回答者には「市議会」について質問）。

20 質問票は、3 つのブロックで構成した。最初のブロックでは、もう 1 つの実験（議員年齢選好）を回答してもらった。次のブロックでは、回答者自身に関する基本情報を回答してもらった。最後のブロックで、本研究の実験（被選挙権年齢の引下げの賛否）を回答してもらった。2 つの実験を連続して行うと前者の内容が後者における回答に一定の影響を及ぼす可能性があるため、それを避ける意図で、回答者自身に関する基本情報を回答してもらうブロックをあいだに挟む構成にした。

連情報の付与なしに、年齢引下げの賛否を質問した。したがって、対照群の結果は、いわばデフォルト状態における人々の意識（基本となる世論）を意味する。

(1) 有権者全体（全年代）

まず、有権者全体の結果を述べる。表1は、対照群における全年代（18～79歳）の回答を整理した結果である。表中の「得点平均値」は、1「強く反対」から6「強く賛成」までを6段階の得点とみなして、回答者の平均点を算出したものである。理論上の中庸値は3.5であり、点数が高いほど賛成傾向が強い。

第一に、いずれの議会についても、被選挙権年齢引下げに賛成方向（やや賛成・賛成・強く賛成）の回答者の合計割合が、過半数を超える結果であった。

第二に、その中でも、特に現行年齢が30歳である参議院について、年齢引下げへの賛成割合が高かった²¹。やや賛成以上（やや賛成・賛成・強く賛成）の回答者は8割弱（77.55%）を占めており、大半の人々が引下げに賛成する方向であった。賛成以上（賛成・強く賛成）に絞っても3～4割（35.51%）を占めており、強く賛成する人も1割強（11.78%）いた。

第三に、現行年齢が25歳で共通する衆議院と市区町村議会は、おおむね同様の回答分布であった。すなわち、この2つは国か地方レベルかで議会の種類が異なるが、人々の意見に特段の相違は見受けられなかった。具体的には、衆議院と市区町村議会について、年齢引下げにやや賛成以上の回答者は6割弱（56.85%、58.44%）を占めた。賛成以上に絞っても2～3割（24.36%、25.96%）を占めており、強く賛成する人も1割弱（8.76%、8.44%）いた。

表1：被選挙権年齢引下げの賛否（全年代、対照群）

	衆議院			市区町村議会			参議院		
	人数	割合	累計割合	人数	割合	累計割合	人数	割合	累計割合
強く賛成	55	8.76%	8.76%	53	8.44%	8.44%	74	11.78%	11.78%
賛成	98	15.61%	24.36%	110	17.52%	25.96%	149	23.73%	35.51%
やや賛成	204	32.48%	56.85%	204	32.48%	58.44%	264	42.04%	77.55%
やや反対	163	25.96%	82.80%	164	26.11%	84.55%	88	14.01%	91.56%
反対	80	12.74%	95.54%	67	10.67%	95.22%	39	6.21%	97.77%
強く反対	28	4.46%	100.00%	30	4.78%	100.00%	14	2.23%	100.00%
計 (N)	628			628			628		
得点平均値	3.68	(SD 1.26)		3.73	(SD 1.25)		4.14	(SD 1.13)	

注) 得点平均値は、1「強く反対」から6「強く賛成」までを6段階の得点とみなして平均点を算出したもの。括弧内SDは、標準偏差。

21 参議院と衆議院（あるいは市区町村議会）の間で得点平均値を比較すると、統計的に有意な差があった（ウェルチのt検定（両側）で $p < 0.01$ ）。

第四に、いずれの議会についても、回答はやや賛成とやや反対の割合が高めであり、この2つの回答の合計が全体の6割弱を占めた。すなわち、あいまいな意見を持つ人々のほうが多いこともわかった。もっとも、逆にいえば、4割強の人々は、ある程度明確な賛否の意見（賛成・反対・強く賛成・強く反対）を持っている。

(2) 若者（20代以下）

次に、対照群における20代以下（18～29歳）の若者のみを抽出して、分析する。有権者全体（全年代）と比較して、若者の意識にはどのような特徴があるのだろうか。

特徴としては、いずれの議会についても、若者のほうが、被選挙権年齢引下げに賛成する傾向が強かった（表2）。このような傾向の違いは、統計的にも有意であった²²。

特に参議院について、年齢引下げの賛成割合が高かった。やや賛成以上（やや賛成・賛成・強く賛成）の回答者は85%を占めており、ほとんどの若者が引下げに賛成する方向であった。賛成以上（賛成・強く賛成）に絞っても4割強（44.02%）を占めており、強く賛成する人も2割弱（16.62%）いた。衆議院と市区町村議会についても、年齢引下げにやや賛成以上の回答者は約7割（68.51%、72.59%）を占めた。賛成以上に絞っても3～4割（33.53%、36.15%）を占めており、強く賛成する人も1割強（13.12%、13.70%）いた。

なお、参考までに、中高年（40代以上）の年代の回答者のみを抽出した場合の結果も掲載しておく（表3）。表2と表3を比較すると、いずれの議会についても、若者のほうが年齢引下げに賛成する傾向が強いことがわかりやすい。中高年では、引下げに賛成方向（や

表2：被選挙権年齢引下げの賛否（20代以下、対照群）

	衆議院			市区町村議会			参議院		
	人数	割合	累計割合	人数	割合	累計割合	人数	割合	累計割合
強く賛成	45	13.12%	13.12%	47	13.70%	13.70%	57	16.62%	16.62%
賛成	70	20.41%	33.53%	77	22.45%	36.15%	94	27.41%	44.02%
やや賛成	120	34.99%	68.51%	125	36.44%	72.59%	141	41.11%	85.13%
やや反対	85	24.78%	93.29%	71	20.70%	93.29%	33	9.62%	94.75%
反対	14	4.08%	97.38%	15	4.37%	97.67%	12	3.50%	98.25%
強く反対	9	2.62%	100.00%	8	2.33%	100.00%	6	1.75%	100.00%
計 (N)	343			343			343		
得点平均値	4.06	(SD 1.17)		4.13	(SD 1.16)		4.39	(SD 1.09)	

注) 得点平均値は、1「強く反対」から6「強く賛成」までを6段階の得点とみなして平均点を算出したもの。括弧内SDは、標準偏差。

22 いずれの議会についても、20代以下の若者とそれ以外の回答者（30代以上）の回答結果には、統計的に有意な違いがあった（得点平均値で比較、ウェルチのt検定（両側）で $p < 0.01$ ）。

表 3：被選挙権年齢引下げの賛否（40 代以上，対照群）

	衆議院			市区町村議会			参議院		
	人数	割合	累計割合	人数	割合	累計割合	人数	割合	累計割合
強く賛成	33	7.30%	7.30%	32	7.08%	7.08%	45	9.96%	9.96%
賛成	66	14.60%	21.90%	78	17.26%	24.34%	108	23.89%	33.85%
やや賛成	142	31.42%	53.32%	139	30.75%	55.09%	185	40.93%	74.78%
やや反対	120	26.55%	79.87%	123	27.21%	82.30%	68	15.04%	89.82%
反対	68	15.04%	94.91%	56	12.39%	94.69%	35	7.74%	97.57%
強く反対	23	5.09%	100.00%	24	5.31%	100.00%	11	2.43%	100.00%
計 (N)	452			452			452		
得点平均値	3.57	(SD 1.26)		3.63	(SD 1.25)		4.06	(SD 1.15)	

注) 得点平均値は、1「強く反対」から 6「強く賛成」までを 6 段階の得点とみなして平均点を算出したもの。括弧内 SD は、標準偏差。

や賛成・賛成・強く賛成) の回答者の合計割合は、衆議院で 53.32%，市区町村議会で 55.09%，参議院で 74.78%にとどまった。

2. 情報教示による効果：実験条件間の比較

次に、追加の関連情報の提示がなされた各処置群（B～D 群）の結果を分析する。

(1) 有権者全体（全年代）

まず、有権者全体（全年代）について分析する。追加の関連情報の提示によって、被選挙権年齢の引下げへの賛否にどのような違いが生じたのだろうか。A 対照群，B 諸外国条件，C 民主主義条件，D 政策相違条件の結果を比較してみよう。

いずれの議会についても、対照群と比べて、関連情報を付与した介入群では賛成傾向が強くなった。表 4 は各群の得点平均値の比較であり、図 1 はそれを視覚化したものである。A 対照群と比べて、B 諸外国条件，C 民主主義条件，D 政策相違条件では、いずれも得点平均値が 0.1～0.2 程度高かった。これらの群間の差は、統計的にも有意（あるいは有意な傾向）であった²³。もっとも、6 段階の尺度（1～6）による得点で 0.1～0.2 程度の差であるから、それほど大きな違いが生じたわけではない。

23 衆議院と市区町村議会については、それぞれ分散分析で、群間の差は 5%水準で統計的に有意であった。また、Tukey-Kramer 検定による多重比較の結果、衆議院では、A 群と D 群の間は 5%水準で有意、A 群と B 群・C 群の間にいずれも 10%水準で有意な傾向が見られた。市区町村議会では、A 群と D 群の間は 5%水準で有意、A 群と C 群の間に 10%水準で有意な傾向が見られた。参議院についても、群間の差に統計的に有意な傾向が見られた（分散分析は *n.s.* だが、Tukey-Kramer 検定による多重比較の結果は A 群と他の 3 群の間に $p < 0.1$ ）。

表 4：実験条件間での得点平均値の比較

	A 対照群	B 諸外国	C 民主主義	D 政策相違
衆議院	3.68 (1.26)	3.82 (1.24)	3.84 (1.26)	3.87 (1.16)
市区町村議会	3.73 (1.25)	3.88 (1.22)	3.90 (1.24)	3.91 (1.15)
参議院	4.14 (1.13)	4.28 (1.13)	4.26 (1.16)	4.25 (1.08)
人数 (N)	628	627	629	627

注) 得点平均値は、1「強く反対」から6「強く賛成」までを6段階の得点とみなして平均点を算出したもの。括弧内は、標準偏差。

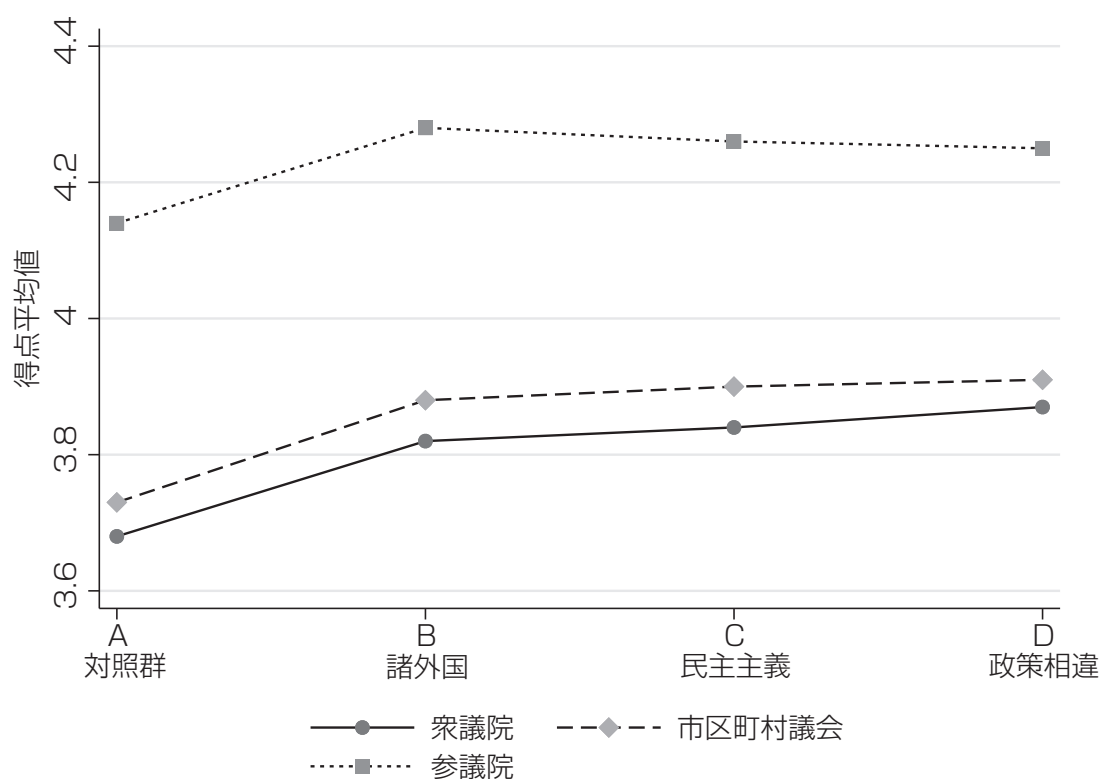


図 1 実験条件間での得点平均値の比較

次に、得点平均値のみならず、賛成割合の内訳も見てみよう（表5）。大まかにまとめると、やや賛成以上の割合については、いずれの議会でも、A 対照群と比べてB 諸外国条件、C 民主主義条件、D 政策相違条件では、（若干ばらつきはあるが）1～6%ポイント程度の上昇が見られた²⁴。また、賛成以上の割合についても同様に、いずれの議会でも介入群では、おおむね4～5%ポイント前後上昇した²⁵。

ここで、興味深いのは、強く賛成の割合の違いである。特にC 民主主義条件において、強く賛成の割合が高くなった（3～4%ポイント前後の増加²⁶）。他方で、B 諸外国条件とD

24 上昇幅は、最小で1.46%ポイント、最大で6.47%ポイント。

25 上昇幅は、最小で3.23%ポイント、最大で8.35%ポイント。

26 衆議院で2.85%ポイント、市区町村議会で3.32%ポイント、参議院で4.44%ポイントの増加。

表 5：実験条件間での賛成割合の比較

	A 対照群			B 諸外国		
	やや賛成以上	賛成以上	強く賛成	やや賛成以上	賛成以上	強く賛成
衆議院	56.85%	24.36%	8.76%	62.04%	29.67%	9.09%
市区町村議会	58.44%	25.96%	8.44%	64.11%	31.74%	8.93%
参議院	77.55%	35.51%	11.78%	80.22%	43.86%	13.08%
人数 (N)	628			627		

	C 民主主義			D 政策相違		
	やや賛成以上	賛成以上	強く賛成	やや賛成以上	賛成以上	強く賛成
衆議院	58.82%	29.57%	11.61%	63.32%	28.39%	9.25%
市区町村議会	62.96%	30.05%	11.76%	64.27%	29.19%	9.25%
参議院	79.01%	39.75%	16.22%	80.38%	40.19%	12.28%
人数 (N)	629			627		

政策相違条件では、割合はそこまで増えなかった（おおむね1%ポイント前後の増加²⁷⁾。

(2) 年代別

次に、回答者を年代別のグループに分けて、実験条件間の結果を比較してみたい。表6は、衆議院について得点平均値を一覧にしたものであり、図2はそれを視覚化したものである。例として衆議院の数値を用いて説明するが、参議院と市区町村議会についても、衆議院とほぼ同様の特徴が観察された²⁸⁾。

まず、20代以下（18～29歳）の若者を抽出して見てみると、やはり対照群と比べて、関

表 6：年代別の得点平均値の比較（衆議院）²⁹⁾

	A 対照群	B 諸外国	C 民主主義	D 政策相違
20代以下	4.06 (1.17)	4.17 (1.19)	4.19 (1.22)	4.19 (1.14)
60代以上	3.50 (1.29)	3.76 (1.22)	3.52 (1.23)	3.67 (1.16)
40代以上で子なし	3.44 (1.18)	3.69 (1.35)	3.75 (1.29)	3.77 (1.15)
40代以上で子あり	3.64 (1.29)	3.78 (1.15)	3.68 (1.25)	3.78 (1.14)

注) 得点平均値は、1「強く反対」から6「強く賛成」までを6段階の得点とみなして平均点を算出したもの。括弧内は、標準偏差。

27 上昇幅は、最小で0.33%ポイント、最大で1.30%ポイント。

28 ただし、参議院について、60代以上のD政策相違条件では、得点の上昇はほとんど見られなかった（A 4.02, D 4.03）。

29 回答者数 (N) は、A, B, C, D の各群の順に、20代以下は343, 346, 356, 339。60代以上は220, 221, 196, 208。40代以上で子なしは151, 144, 134, 161。40代以上で子ありは301, 291, 303, 291。

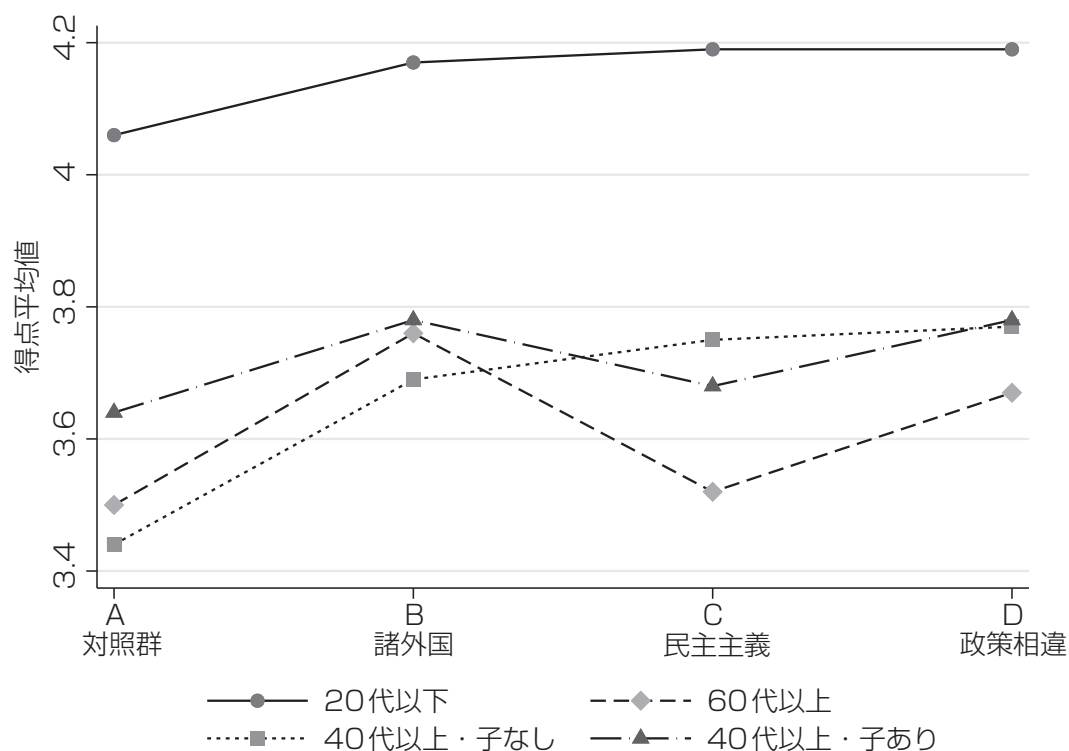


図2 年代別の得点平均値の比較（衆議院）

連情報を提示したB～Dの3つの介入群ではいずれも賛成の得点が高かった。他方で、全年代の結果と同様に、介入群間での特段の違いは見られなかった。

次に、60代以上の高齢者のみを抽出してみると、提示する情報の種類によって、影響に違いが見られた。A対照群の得点平均値3.50に対して、B諸外国条件で特に上昇幅が大きかった（3.76）。D政策相違条件でも一定の得点の上昇が見られた（3.67）。逆に、C民主主義条件では上昇が見られなかった（3.52）。

また、自身に子がいるか否かでも、若者に立候補を認めるべきかの意識は異なる可能性がある。自身に子がいる者のほうが、若者の政治参加に関する問題意識をより感じていたり、あるいは若者の成熟度・能力・可塑性の実態をより正確に認知したりしているかもしれない³⁰。そこで、40代以上で子なしの回答者を抽出した分析も行った。その結果、これらの回答者に対しては、情報提示による効果が特に大きかった。具体的には、対照群においては、同じ年代で子ありの回答者（3.64）と比較すると、子なしの回答者（3.44）のほうが得点平均値は低かった³¹。しかし、情報提示をした3つの介入群においては、子なしの回答者（B 3.69, C 3.75, D 3.77）も子ありの回答者（B 3.78, C 3.68, D 3.78）とおおむね同水準の得点にまで上昇した。

30 子の有無によって、各種法定年齢に対する人々の意識が異なることについては、齋藤（2022: 65-78）の研究も参照されたい。

31 両者の間の差は5%水準で有意ではないが、ウェルチの t 検定（片側）で有意な傾向があった（ $p=0.056$ ）。

IV. 考察

最後に、本研究で得られた知見をまとめながら、いくつかの考察を述べる。

1. 人々の被選挙権年齢引下げの賛否

本研究では、被選挙権年齢を引き下げべきかの賛否を、人々に質問した。全年代の対照群（関連情報を付与しないデフォルト状態の回答者）による回答結果として、衆議院・参議院・市区町村議会のいずれについても、年齢引下げに賛成方向の回答者が過半数を超えた。特に現行年齢が30歳である参議院については、年齢引下げへの賛成割合が高く、賛成方向の回答者が8割弱を占めた。

本研究では、過去に新聞社などが実施した世論調査（前記 I.-3. 参照）と比較すると、年齢引下げへの賛成割合が高い結果となった。これはなぜだろうか。基本的には本研究のほうがデータの信頼性が高いと考えているが、以下、4点ほど述べる。

1点目は、調査時期による相違である。本研究のほうが、人々の最新の世論が反映されている。近年、選挙権年齢の20歳から18歳への引下げ（公職選挙法2015年改正、2016年施行）があった。また、2023年7月に提訴された「立候補年齢引き下げ訴訟」（前記 I.-2. 参照）などの社会運動に伴って、被選挙権年齢に関する問題意識を指摘する報道もしばしば見受けられるようになってきた³²。これらの事象に接したことによって、近時、人々の考えに変化が生じた可能性がある。

2点目は、質問文の精緻さによる相違である。前記 1.-3. で検討したとおり、過去の世論調査は、その性質上どうしても質問文の丁寧さに限界が見受けられた。具体的には、引下げ対象の議会が不明確であったうえ、「今のままでよい」という現状維持バイアスが働きやすいような表現が用いられていたりした。これに対して、本研究では、それらの懸念を排除したより精緻な質問文を用いた。

3点目は、質問文の尺度による相違である。本研究のほうが、あいまいな態度を持つ人々の意見をより綿密に把握することができたのではないかと考えられる。前記 III-1. のとおり、このテーマについてはあいまいな意見を持つ人が多く存在する。そうしたところ、本研究では、賛否の程度も測定することを目的として、6段階の尺度を用いて質問した。また、「どちらともいえない」や「わからない」などの選択肢は用いずに、中庸な回

32 前掲注 10 参照。

答者にも「やや賛成」か「やや反対」のいずれかの選択を求めた。

4点目は、教示文による相違である。本研究では、質問内容を明確化すべく、被選挙権年齢に関する前提知識と問題意識を説明したうえで、賛否をたずねた（付録2参照）。質問に際して、問題意識を明確に提示したことで、多少賛成割合が高くなった可能性はあるかもしれない³³。具体的には、「若者の意見を政治や政策にもっと反映させるために、立候補できる年齢を引き下げるべきではないか、という議論があ」ることを述べた。もっとも、回答自体を何か誘導したわけではない。本研究のように、前提となる最低限の問題意識を踏まえて考えてもらうほうが、立法事実を支える人々の意識の把握としては、むしろ有意義だと思われる。

2. 若者の被選挙権年齢引下げの賛否

次に、20代以下の若者回答者では、他の年代と比べて、いずれの議会についても、年齢引下げに賛成する傾向が強かった。参議院については賛成方向の回答者は85%を占め、衆議院と市区町村議会についても賛成方向の回答者が約7割を占めた。

一般的に、有権者は自身に近い年齢の候補者を支持する傾向があることが知られてきた（前記I.-4.参照）。しかし、これまで、特に若い候補者に対する選好に焦点を当てた実証研究はなかった。そうしたところ、本研究の結果は、先行研究でこれまで示されてきた自身に近い年齢の候補者を支持するという有権者の傾向が、18歳～29歳の特に若い有権者及び（現行の被選挙権年齢を下回るような）特に若い候補者にも当てはまることを示唆している。

3. 情報教示による効果

また、本研究では、関連情報（引下げを推奨する理由になりうる追加の関連知識）の付与によって、人々の意識にどのような違いが生じるかも合わせて比較分析した。対照群（A群）のほか、諸外国の被選挙権年齢を教示するB群（諸外国条件）、多様な候補者に立候補を認めることが民主主義にかなうのではないかという考え方を教示するC群（民主主義条件）、若い政治家を起用することによる政策相違効果を教示するD群という計4つの群

33 なお、前掲注20のとおり、本研究では1つの質問票調査の中で2つの実験を実施した。回答者自身に関する基本情報を回答してもらうブロックをあいだに挟むことによって、後半の実験への影響を防ぐ措置を採った。とはいえ、前半の実験（議員年齢選好の実験）によって、若者にも議員として適格性があるのではないかという問題意識が回答者に喚起され、それが後半の本実験での回答に多少影響した可能性もあるかもしれない。もっとも、前半の実験においても回答の誘導などはおこなっていない。

に、回答者を無作為に割り付けて、回答してもらった。そうしたところ、以下の3つの知見が得られた。

第一に、関連知識の教示によって、人々の意識にはたしかに一定程度の変化が生じ、被選挙権年齢への賛成傾向が強まることが確認された。もっとも、そこまで大きな変化ではなかった。したがって、被選挙権年齢に対する人々の意識は、情報教示・知識の有無によって大きくは左右されない、ある程度安定したものだともいえるかもしれない³⁴。

第二に、得点平均値を比較した全体的な傾向としては、有権者全体でも20代以下の若者でも、3種類の情報（諸外国、民主主義、政策相違）ごとに、影響に特段の違いはなかった。もっとも、特定の層の人々への特徴的な影響がいくつか見受けられた。

まず、民主主義の情報は、「強く賛成」の割合を顕著に増加させた。つまり、被選挙権年齢を制約することの必要性に疑問を投げかけるような考え方（若者にも立候補を認めたいうえで、すべての候補者の中から一番適任な人を選挙で選ばばよいのではないか）に接することによって、自身の賛成意見に確信を強めて「強く賛成」になる人が一定数生じた。具体的な理由は不明であるが、興味深い結果である。

また、特筆すべき影響として、3種類の関連情報の教示は、特に「40代以上で子なし」の人々に対して大きな効果があった。「40代以上で子なし」の人々は、同年代で「子あり」の人々と比較して、デフォルトの状態（対照群）では年齢引下げへの賛成がやや弱い傾向にある。これは、これらの層の人々の、自身に直接関係ない社会問題に対するある種の無関心さに起因するのではないかと推測される。しかし、関連情報を教示した介入群では、「子あり」の人々と同水準の賛成傾向に達した。すなわち、これらの人々は若者の被選挙権年齢の引下げに積極的に反対しているわけではなく、年齢引下げの意義を考えさせるような関連情報を教示した場合には、同水準の賛成傾向になりうるということである。

さらに、諸外国の情報は、60代以上の高齢者層の意見を賛成に変える効果が強かった。他方で、民主主義の考え方の情報は、60代以上の高齢者層には響かず、賛成割合を上昇させる効果は見られなかった。

また、政策相違の情報は、60代以上の高齢者層や40代以上で子なしの層においても、賛成傾向を高める効果があった。政策相違条件では、政治家の年齢が若いほうが、若い世代向けの政策を推進する（教育や子育て支援への予算配分が大きくなる）傾向があるという情報を提示した。これは60代以上の高齢者層や40代以上で子なしの人々にとっては、むしろ自身に不利にも感じられうる情報である。それにもかかわらず、この情報提示によって、年齢引下げの賛成割合が上昇したことは興味深い。言い換えると、若い世代向けの政

34 すでに対照群でも一定の問題意識の提示があったので（IV-4参照）、関連情報を付与しても差がさほど生じなかった可能性もあるかもしれない。

策を推進すること自体については、社会全体の人々が支持しているのではないかと考えられる。

なお、本研究においては、3種類の情報（諸外国、民主主義、政策相違）をそれぞれ別個に付与した場合の効果を測定した。今回の実験では、2つ以上の情報を同時に読ませることはしなかった。2つ以上の情報を読ませるとやや長文になり過ぎて回答者の負担が大きくなり、データの信頼性に懸念が生じる可能性があると判断したためである。2つ以上の情報を同時に付与した場合の相乗効果の有無などについては、今後の研究課題としたい。

4. 議員年齢選好の実験の紹介

被選挙権年齢の引下げの是非を直接的に質問した本研究には、一定の限界もある。被選挙権年齢という法制度自体を考えてもらうというやや抽象的な質問であるため、どの程度具体的に思考したかは、回答者によってばらつきが生じうる。また、引下げへの賛否は質問したが、具体的に何歳にまで被選挙権年齢を引き下げればよいのかは取り扱わなかった。

ここで、これらの限界を補うために、本件と同じ調査参加者に対して実施したもう1つの実験（前記Ⅱ.-2. 参照）についても、結果を簡単に紹介しておく。詳細については、Saito（2025）または日本語の調査報告書速報版（齋藤 2024）を参照されたい。コンジョイント実験の方法を用いて、回答者に様々な架空の議員のプロフィールを2人1組で10回提示して、好ましいと思うほうを選択してもらった。この実験方法を用いることで、①人々が具体的な議員のプロフィールを提示されて候補者を考えるときにどのような人物を好むかという、より実際的な人々の年齢選好の意識を解明できる。②また、若い年齢が人々の議員選好に影響する度合いを相対的に、より高い年齢と比較したり、他の属性項目（性別・政党・職業・学歴・出身地・印象など）と比較したりすることができる。具体的には、19歳、23歳、25歳、30歳、42歳、57歳、66歳、79歳という8パターンの年齢を、プロフィールに含めて検証した。

その結果、上記8つの年齢のうち、人々（有権者全体）から最も選ばれやすい年齢は30歳であった。23歳や25歳の人物も、30歳と比べて、選ばれる確率が数%ポイント低いだけだった。57歳と比較した場合にも、23歳や25歳の人物のほうがむしろ好まれやすかった。他方で、66歳（約-10%ポイント）や79歳（約-30%ポイント）といった高齢の人物は、大幅に不人気だった³⁵。19歳の人物は、25歳や23歳よりも選ばれにくく、30歳と比

35 %ポイントの数値は、30歳との比較を示す。

べて、選ばれる確率が約 10%ポイント低かった。しかしこれは、66 歳の候補者や、タレントの候補者や、「風変わりな」印象の候補者と同程度の不人気さに過ぎない。79 歳あるいは不人気な少数政党に所属の人物よりは、むしろ好まれやすかった。なお、議員選好において、議会の種類（衆議院、参議院、市区町村議会）による特段の違いは見られなかった。

また、若者（20 代以下の有権者）のみを抽出したときの結果も紹介しておきたい。若者からは、25 歳や 23 歳の人物が、30 歳と並んで、最も好まれやすかった。すなわち、25 歳や 23 歳は現行の被選挙権年齢（30 歳または 25 歳）未満だが、若者の意識においては年齢による拒否反応は見られないどころか、むしろ議員として望ましい年齢だと考えられているといえる。若者においては、19 歳についても、最も人気が高い 30 歳、23 歳、25 歳と比べて、選ばれる確率が数%ポイント低いだけであった。大幅な選択低下が見られた 66 歳や 79 歳といった高齢の人物とは比較するまでもなく、57 歳よりも、19 歳の人物のほうが好まれやすかった。

5. 年齢引下げの議論に向けて

冒頭（前記 I. -1.）で述べたとおり、若者の政治参加を阻む構造的（法的）な障壁の 1 つとして、被選挙権年齢の引下げは、近年国際的にも注目を集めているトピックである。特に、日本においては、少子高齢社会の人口ピラミッドの中で社会内における若者のマイノリティー化が進んでいるうえに、政治の場においては若者の影響力（代表性）が人口ピラミッドよりもさらに矮小化されてしまっている。被選挙権年齢の引下げに向けた議論を進める社会的意義は大きいだろう。

そうしたところ、本研究によって、人々の意識としては、基本的に被選挙権年齢の引下げは支持されていることが明らかになった。特に参議院については、年齢引下げが支持されていることがわかった。人々の中には、おそらく自身に直接関係ない事柄であるため、引下げの是非に関心な層も一定程度存在するが、彼らも強い反対意見を持っているわけではない。年齢引下げの意義を考えさせるような関連情報を教示した場合には、賛成傾向の回答に傾く。

さらに、特に 20 代以下の若者において、年齢引下げへの賛成傾向が強かったことを強調しておきたい。これは被選挙権年齢によって自身の参政権が制約されており、最も直接的な利害関係を有する年代の人々の意見であるから、尊重されるべきであろう。もちろん、もしも若者自身が政治参加を望まないのであれば、被選挙権年齢をあえて変える必要はないかもしれない。しかし、実態はそうではなく、若者自身、自分たちの年代が議員として政治参加できることを望んでいる。

また、議員の具体的なプロフィールを提示して選ばせる実験 (Saito 2025) においても、議会の種類を問わず、現行の被選挙権年齢未満の 19 歳、23 歳、25 歳などの人物であっても、議員になることを国民は十分に容認していることが示された。29 歳以下の若者たち自身の意識においては、そのようにむしろ若い年齢の人物のほうが議員として望ましいとすら考えられている。

したがって、30 歳 (参議院・都道府県知事) や 25 歳 (衆議院・市区町村議会など) という現行の被選挙権年齢 (を定める公職選挙法 10 条 1 項) は、重要な立法事実の 1 つである民意の支持を欠いているように思われる。むしろ、年齢を引き下げる法改正を実施することが、現在の国民の意識と整合する。

そのうえで、年齢を具体的に何歳まで引き下げるべきかについては慎重な検討が必要になろう。議員年齢選好の実験の結果からは、国民の意識においては、少なくとも 19 歳の人物は議員として十分に容認されているといえる。同実験では、実験設計上の制約で検証した最も若い年齢は 19 歳に設定したため³⁶、厳密には 18 歳の議員の是非は検証できなかった。もっとも、19 歳の議員と 18 歳の議員とで、人々からの許容度が大きく異なるとは考えにくい。そうだとすれば、少なくとも、重要な立法事実の 1 つである国民の意識の観点からは、選挙権年齢に合わせて、被選挙権年齢を 18 歳にまで引き下げることも十分に合理的ではないかと思われる。

本稿が、被選挙権年齢の引下げを検討する有意義な議論の一助となれば幸いである。

付記

本研究には、東京大学卓越研究員制度 (推薦型) による研究助成金を用いた。

本稿は、調査報告書速報版 (齋藤 2024) に掲載した 2 つの実験のうち、実験 2 (被選挙権年齢引下げの賛否) の成果を論文化したものである。実験 1 (議員年齢選好) については、近刊の別稿 Saito (2025) を参照されたい。また、本稿 I-1. および 2. の一部は、Saito (2025) の Introduction の一部をもとに、日本の読者向けに書き改めたものである。

上記報告書速報版は、東京地方裁判所に係属中の「立候補年齢引き下げ訴訟」(本文中 I.-2., 注 9 参照) において、筆者名義の意見書の形で、原告ら提出の証拠 (甲 B51) として活用していただいた。また、一部の結果は、毎日新聞 2024 年 10 月 22 日付「アップデートできない政治 : /3 立候補年齢、若者離れ誘因?」の記事の中でも引用された。なお、原告ら代理人からの依頼で意見書を発行したが、本研究自体は筆者が独立して実施した。本研究や意見書に対する対価等は受領しておらず、研究実施に際しての利害関係や利益相反は一切ない。

36 実験設計の詳細については、Saito (2025) または齋藤 (2024) を参照。

付録 1. 回答者の属性

調査参加者のデモグラフィック属性や政治的関心の度合いなどは、以下のとおりであった。表 A-1 は有権者全体（全年代）、表 A-2 は若者（18～29 歳）のデータを示す。いずれのサンプルについても、特段の偏りは見られなかった。

表 A-1：有権者全体（全年代）の回答者 2,511 人の基本情報

性別	男性 49.66%，女性 50.34%
年齢	平均 50.30 歳（SD 16.46）
居住都道府県	全都道府県の在住者が含まれており、各都道府県の人口分布と比較して特段の偏りなし
市区町村	市 83.35%，町 6.49%，村 0.52%，東京 23 区 9.64%
政治への関心度合い	平均得点 3.77（SD 1.24） 1「まったく関心がない」から 6「とても関心がある」まで 6 段階尺度
選挙への参加	平均得点 3.83（SD 1.29） 1「まったく行かない」から 5「いつも行く」まで 5 段階尺度
支持政党	支持政党なし 54.80%，自由民主党 15.05%，立憲民主党 6.57%，日本維新の会 9.76%，公明党 2.95%，日本共産党 2.67%，国民民主党 3.23%，れいわ新選組 3.42%，その他の政党 1.55%
政治的な考え	平均得点 4.06（SD 1.14） 左派（革新派）か右派（保守派）かの 7 段階尺度、点数が高いほど右寄り（「わからない」27.08%を除外して算出）
教育歴	大学進学以上 48.07% 最後に通った学校（在学中、卒業または中退）
世帯年収	平均 5.85 百万円（SD 3.88） 区間カテゴリーで回答してもらい、便宜上、各区間の中間値を階級値として用いる連続変数に変換（最小値 0.5～最大値 17.5 百万円）
職業	正規雇用 38.95%，契約・嘱託・派遣・パート 20.67%，経営者・自営業・家族従業者 8.32%，専業主婦・主夫 12.66%，学生 3.31%，無職 16.09%
結婚の有無	未婚 32.10%，結婚 57.35%，離別 7.33%，死別 3.23%
子どもの有無	いる 55.99%

注）括弧内 SD は、標準偏差。

表 A-2：若者（18～29 歳）の回答者 1,384 人の基本情報

性別	男性 51.08%，女性 48.92%
年齢	平均 24.14 歳 (<i>SD</i> 3.42)
居住都道府県	全都道府県の在住者が含まれており，各都道府県の人口分布と比較して特段の偏りなし
市区町村	市 84.32%，町 6.72%，村 0.22%，東京 23 区 8.74%
政治への関心度合い	平均得点 3.32 (<i>SD</i> 1.38) 1「まったく関心がない」から 6「とても関心がある」まで 6 段階尺度
選挙への参加	平均得点 3.35 (<i>SD</i> 1.35) 1「まったく行かない」から 5「いつも行く」まで 5 段階尺度
支持政党	支持政党なし 61.34%，自由民主党 12.36%，立憲民主党 6.00%，日本維新の会 6.29%，公明党 2.67%，日本共産党 2.24%，国民民主党 5.56%，れいわ新選組 2.96%，その他の政党 0.58%
政治的な考え	平均得点 3.94 (<i>SD</i> 1.20) 左派（革新派）か右派（保守派）かの 7 段階尺度，点数が高いほど右寄り（「わからない」39.02%を除外して算出）
教育歴	大学進学以上 59.82% 最後に通った学校（在学中，卒業または中退）
世帯年収	平均 5.29 百万円 (<i>SD</i> 3.55) 区間カテゴリーで回答してもらい，便宜上，各区間の中間値を階級値として用いる連続変数に変換（最小値 0.5～最大値 17.5 百万円）
職業	正規雇用 50.58%，契約・嘱託・派遣・パート 13.94%，経営者・自営業・家族従業者 4.19%，専業主婦・主夫 2.60%，学生 25.65%，無職 5.13%
結婚の有無	未婚 80.13%，結婚 18.57%，離別 1.16%，死別 0.14%
子どもの有無	いる 10.26%

注）括弧内 *SD* は，標準偏差。

付録 2. 実験に用いた質問文

少し長い文ですが，まず，以下の説明をしっかりと読んでください。

選挙で投票できる年齢（選挙権年齢）は，2016 年に 20 歳から 18 歳に引き下げられました。

他方で，現在，選挙に立候補できる年齢（立候補年齢）は，衆議院・都道府県議会・市町

村区議会の選挙では 25 歳、参議院・都道府県知事選挙では 30 歳とされています。
この点について、若者の意見を政治や政策にもっと反映させるために、立候補できる年齢を引き下げるべきではないか、という議論があります。

【※この後に、実験条件群によって異なる文章を挿入】

A 対照群

(文章の追記なし)

B 諸外国条件群

参考までに、世界的には、選挙への立候補を 25 歳になるまで認めない国は少数派です。18 歳から立候補を認める国が多数派であり、21 歳から認める国も相当数あります。特に 2000 年代以降、各国で立候補できる年齢を引き下げる動きが活発であり、いくつかの国で 18 歳に引き下げられました。

C 民主主義条件群

参考までに、仮に選挙に立候補したとしても、当選できるとは限りません。選挙ではあくまでも多数決によって、民主的に当選者が決められます。したがって、年齢で一律に若者の立候補を禁止する必要はなく、若者にも立候補を認めただうえで、すべての候補者の中から一番適任な人を選挙で選べばよいのではないかという考え方もあります。

D 政策相違条件群

参考までに、若い政治家のほうが、若い世代向けの政策を推進する傾向があると言われています。実際のところ、国内外のいくつかの研究によれば、政治家の年齢が若いほうが、教育や子育て支援への予算配分が大きくなるなどの傾向があることが知られています。

上記の説明を読み終わったら、次の質問にお答えください。あなた自身のお考えをうかがいます。【※以下の 3 つの質問の順番は、無作為に表示】

■あなたは、「衆議院の議員に立候補できる年齢を 25 歳からもっと引き下げるべきだ」という意見に賛成ですか、それとも反対ですか。

1 強く反対 2 反対 3 やや反対 4 やや賛成 5 賛成 6 強く賛成

■あなたは、現在お住まいの地域について、「【市／区／町／村】議会の議員に立候補できる年齢を 25 歳からもっと引き下げるべきだ」という意見に賛成ですか、それとも反対ですか。【※市・区・町・村は、回答者の居住地に応じて、該当する議会名を表示】

1 強く反対 2 反対 3 やや反対 4 やや賛成 5 賛成 6 強く賛成

■あなたは、「参議院の議員に立候補できる年齢を 30 歳からもっと引き下げるべきだ」という意見に賛成ですか、それとも反対ですか。

1 強く反対 2 反対 3 やや反対 4 やや賛成 5 賛成 6 強く賛成

引用文献

〔日本語文献〕

- 太田勝造（2000）『社会科学の理論とモデル 7：法律』東京大学出版会。
- 太田勝造（2015）「法を創る力としての国民的基盤：震災報道と原子力賠償を例として」大村敦志編『岩波講座・現代法の動態 5：法の変動の担い手』岩波書店 65-99 頁。
- Call4（2024）「立候補年齢引き下げ訴訟」（<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000117>）。
- 齋藤宙治（2018）「子どもの各種法定年齢をめぐる一般人の法意識」法社会学 84 号 203-240 頁。
- 齋藤宙治（2021）「法社会学が目指すところは？」法学教室 491 号 62-66 頁。
- 齋藤宙治（2022）『子どもと法—子どもと大人の境界線をめぐる法社会学』東京大学出版会。
- 齋藤宙治（2024）「立候補年齢や議員年齢に関する人々の意識調査報告書（速報版，2024 年 11 月 8 日公開版）」（https://www.hiroharusaito.com/wp-content/uploads/2024/11/被選挙権年齢_意識調査報告書（速報版）2411.pdf）。
- 佐伯昌彦（2022）「少年法に対する世論の心理学的検討」法と社会研究 7 号 55-86 頁。
- 境家史郎（2017）『憲法と世論』筑摩書房。
- 滋賀県選挙管理委員会・滋賀県明るい選挙推進協議会〔滋賀県選管委〕（2023）「令和 5 年度選挙に関するアンケート（高校 2 年生対象）結果報告書」（https://www.pref.shiga.lg.jp/senkyo/isikityousa_list/335110.html）。
- 総務省統計局（2024）「人口推計（2023 年（令和 5 年）10 月 1 日現在）」（<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2023np/index.html>）。
- 那須俊貴（2015）「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」レファレンス 65 巻 12 号 145-153 頁。
- 那須俊貴（2020）「主要国における被選挙権年齢」レファレンス 70 巻 6 号 57-74 頁。
- 服部有希（2012）「フランス選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」外国の立法 254 号 35-72 頁。
- 松本正生（2022）「コロナ禍選挙と若者の政治的社会化—さいたま市高校生政治意識調査（2016・17・19・21）から」政策と調査 21 号 1-16 頁。
- 三輪洋文・境家史郎（2020）「戦後日本人の憲法意識—世論調査集積法による分析」年報政治学 71 巻 1 号 34-57 頁。
- Youth Thinktank（2023）「被選挙権年齢に関する調査—諸外国との比較を軸に」（https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/image/column/opinion/detail/2023/0928_inoue.pdf）。

〔英語文献〕

- Baskaran, Thushyanthan, et al. (2024) “Young versus Old Politicians and Public Spending Priorities,” 225 *Journal*

- of *Economic Behavior & Organization* 88–106.
- Electoral Commission (2004) *Age of Electoral Majority: Report and Recommendations*. London: Electoral Commission.
- Eichhorn, Jan, & Johannes Bergh (2021) “Lowering the Voting Age to 16 in Practice: Processes and Outcomes Compared,” 74 *Parliamentary Affairs* 507–521.
- Finn, Melissa, et al. (2023) “Political Participation among Canadian Arab Youth,” 26 *Journal of Youth Studies* 593–618.
- Fisher, Dana R. (2012) “Youth Political Participation: Bridging Activism and Electoral Politics,” 38 *Annual Review of Sociology* 119–137.
- Goitom, Hanibal (2018) “Nigeria: Constitution Amended to Allow Independent Candidacy, Lower Age Requirement for Holding Elected Offices,” Law Library of Congress, Global Legal Monitor, June 11. <https://www.loc.gov/item/global-legal-monitor/2018-06-11/nigeria-constitution-amended-to-allow-independent-candidacy-lower-age-requirement-for-holding-elected-offices>
- Inter-Parliamentary Union (IPU) (2023) *Youth Participation in National Parliaments: 2023*. Geneva: IPU.
- Inter-Parliamentary Union (IPU) (n.d.) “Compare Data on Parliaments: Minimum Age of Eligibility,” https://data.ipu.org/compare/?field=min_age_member_parl®ion=0&structure=&chart=map&year_to=#
- Jung, Da-min (2022) “Will Lowering Candidacy Age Help Resolve Youth Issues?,” The Korean Times, January 4. https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2022/01/356_321664.html
- Kitanova, Magdelina (2020) “Youth Political Participation in the EU: Evidence from a Cross-National Analysis,” 23 *Journal of Youth Studies* 819–836.
- Krook, Mona Lena, & Mary K Nugent (2018) “Not Too Young to Run? Age Requirements and Young People in Elected Office,” 4 *Intergenerational Justice Review* 60–67.
- Laughland-Booÿ, Jacqueline, & Zareh Ghazarian (2020) “Young People and Politics in Australia: An Introduction,” 3 *Journal of Applied Youth Studies* 189–192.
- McClean, Charles T (2021) “Does the Underrepresentation of Young People in Political Institutions Matter for Social Spending?,” Working Paper. <https://us-japan.wcfia.harvard.edu/publications/does-underrepresentation-young-people-political-institutions-matter-social>
- McClean, Charles T., & Yoshikuni Ono (2024) “Too Young to Run? Voter Evaluations of the Age of Candidates,” *Political Behavior*. <https://doi.org/10.1007/s11109-024-09920-2>
- McDermott, Monika L. (1997) “Voting Cues in Low-Information Elections: Candidate Gender as a Social Information Variable in Contemporary United States Elections,” 41 *American Journal of Political Science* 270–283.
- Henn, Matt, & Nick Foard (2014) “Social Differentiation in Young People’s Political Participation: The Impact of Social and Educational Factors on Youth Political Engagement in Britain,” 17 *Journal of Youth Studies* 360–380.
- Pomante, Michael J., & Scot Schraufnagel (2015) “Candidate Age and Youth Voter Turnout,” 43 *American Politics Research* 479–503.
- Roberts, Damon C., & Jennifer Wolak (2023) “Do Voters Care about the Age of Their Elected Representatives?,” 45 *Political Behavior* 1959–1978.
- Samuelson, William, & Richard Zeckhauser (1988) “Status Quo Bias in Decision Making,” 1 *Journal of Risk & Uncertainty* 7–59.
- Saito, Hiroharu (2025) “Voter Evaluations of Youth Politicians: A Conjoint Experiment of Candidates’ Young Age in Japan,” Unpublished Manuscript.
- Seery, John (2015) *Too Young to Run?: A Proposal for an Age Amendment to the US Constitution*. University Park: Penn State Press.
- Sevi, Semra (2021) “Do Young Voters Vote for Young Leaders?,” 69 *Electoral Studies* 102200.
- Skėrytė, Jūratė, & Ignas Jačauskas (2022) “Lithuanian Parliament Amends Constitution to Allow Direct Mayoral Elections,” LRT, April 21. <https://www.lrt.lt/en/news-in-english/19/1677980/lithuanian-parliament-amends-constitution-to-allow-direct-mayoral-elections>

- Stockemer, Daniel, & Brittany Anlar (2024) “The Political Representation of Young Adults: Explaining Youth’s Underrepresentation in Parties, Candidacies and Parliaments,” 90 *Electoral Studies* 102836.
- Stockemer, Daniel, & Aksel Sundström (2023) “Age Inequalities in Political Representation: A Review Article,” 2023 *Government and Opposition* 1–18.
- Terkildsen, Nayda (1993) “When White Voters Evaluate Black Candidates: The Processing Implications of Candidate Skin Color, Prejudice, and Self-Monitoring,” 37 *American Journal of Political Science* 1032–1053.
- United Nations (n.d.) “Not Too Young to Run Campaign,” <https://www.un.org/youthenvoy/not-too-young-to-run/>
- Webster, Steven W., & Andrew W. Pierce (2019) “Older, Younger, or More Similar? The Use of Age as a Voting Heuristic,” 100 *Social Science Quarterly* 635–652.
- Weiss, Julia (2020) “What Is Youth Political Participation? Literature Review on Youth Political Participation and Political Attitudes,” 2 *Frontiers in Political Science* 1–13.